

府省名	農林水産省	組織	農林水産本省	会計	一般会計	項	農林水産業環境負荷低減推進費
						目	農林水産業環境負荷低減推進交付金
調査対象予算額		令和7年度（補正後）：4,612百万円 ほか （参考 令和8年度：574百万円）				調査主体	本省と東海財務局の共同調査

① 調査事案の概要

【事案の概要】
「みどりの食料システム戦略」（令和3年5月12日みどりの食料システム戦略本部決定）に基づき、環境負荷低減等の取組やそれらを広げるための環境づくりを推進する。
【調査対象】

A. 有機農業転換推進事業 ※

- 事業実施主体 都道府県、市町村又は協議会
- 事業対象者 「国際水準の有機農業」に転換する農業者
「国際水準の有機農業」に新たに取組む新規就農者
- 補助率 定額2万円/0.1ha
- 事業期間 1年間

（事業の流れ）

- ①事業実施主体は、対象者をとりまとめて交付申請する。
- ②国は、交付金として予算の範囲内で支援する。
- ③対象者は交付金を活用して有機農業へ転換し、継続的に取り組む。
- ④事業実施主体は、事業実施年度の翌々年度に事業の自己評価を実施し、報告する。

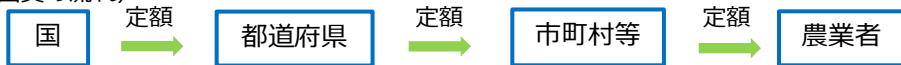
【成果目標】

事業実施年度の翌々年度において、有機農業に取り組む面積が維持又は拡大されていること



事業を活用して有機農業に取り組む圃場

（国費の流れ）



※ 都道府県等における事務費の支援メニューを除く。

B. 有機農業拠点創出・拡大加速化事業 ※

- 事業実施主体 市町村又は協議会
- 対象の取組 研修会の開催、イベントの開催、商品開発、学校給食への提供 等
- 補助率 定額（機械リースは1/2以内）
上限 1年目（計画の策定） 1,000万円
2年目（取組の実践） 800万円
- 事業期間 5年間（交付金の対象は最初の2年間）

（事業の流れ）

- ①事業実施主体は、事業1年目に有機農業実施計画を策定・公表し、地域ぐるみで有機農業の推進に取り組むことの宣言（オーガニックビレッジ宣言）を行う。
- ②事業実施主体は、事業2年目に有機農業実施計画の実現に向けた取組を実践する。
- ③国は、交付金として予算の範囲内で支援する。
- ④事業実施主体は、事業3年目以降、自走して計画の実現に向けた取組を継続する。
- ⑤事業実施主体は、5年間の有機農業実施計画終了時に、取組を自己評価し、報告する。



有機農業に関する消費者向け研修会

（国費の流れ）



※ 都道府県域の事業メニューを除く。

【調査の背景】
○みどりの食料システム戦略推進総合対策は、令和4年度に開始された事業であり、これまで、予算執行調査の対象として実態を把握する機会がなかったところである。現在では、事業の実績が一定程度蓄積されており、事業の実態を把握することが可能であると思われる。
○また、行政事業レビューシートにおいて、アウトプット・アウトカムを設定して評価が行われているものの、本総合対策全体として複数の事業にまたがる内容を一括して評価する形となっており、個々の事業を自己点検するものとなっていないことから、今回、詳細な調査を行うこととした。

②調査の視点

A. 有機農業転換推進事業

1. 事業実施状況の確認について

「国際水準の有機農業」の定義は実施要綱に定められており、それに取り組むことが交付要件とされているものの、現地での確認方法については定められていない。

そのため、確認方法が事業実施主体によって異なり、有機農業に取り組まれていることが必ずしも担保されていないのではないか。

【調査対象年度】 令和5年度～令和7年度
【調査対象主体数】 145主体

2. 有機農業の単収について

有機農業へ転換することにより、慣行栽培と比較して単収が減少しているのではないかと。

また、その程度は作物ごとに異なるのではないかと。

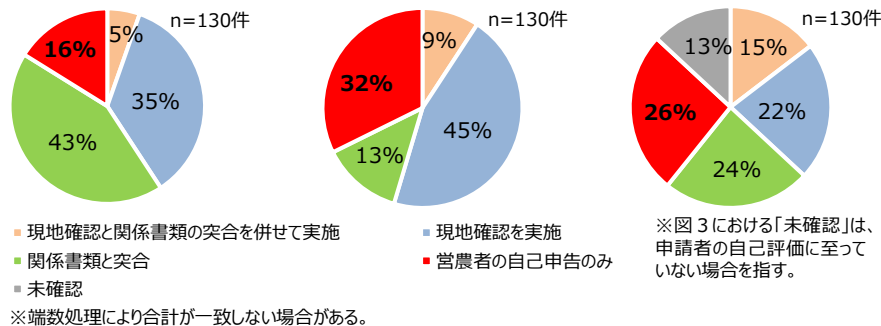
【調査対象年度】 令和5年度～令和7年度
【調査対象主体数】 145主体

③調査結果及びその分析

1. 事業実施状況の確認について

有機農業に取り組むとして、営農者から申請された面積について、事業実施主体においてどのように確認しているか調査したところ、**営農者の自己申告のみとする事業実施主体は16%**であった【図1】。また、申請された面積に対して、実際に有機農業の取組がされているかという点に関しては、**営農者の自己申告に任せている事業実施主体が32%**であった【図2】。さらに、事業の成果目標として、「事業実施の翌々年度に有機農業の面積が維持又は拡大されている」ことの確認が求められているところ、**事業実施主体の26%が営農者の自己申告**により判断している（又はその予定である）ことが分かった【図3】。

【図1】申請面積の確認方法 【図2】有機取組の確認方法 【図3】面積維持の確認方法



2. 有機農業の単収について

各事業実施主体に対して、事業を活用した営農者の品目・単収について調査を行った。

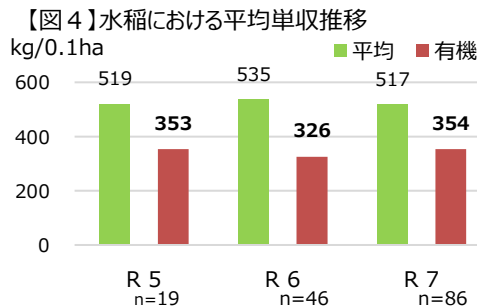
営農者別に見ると、695件の営農者に関して回答があった。このうち、**単収が不明である者(※)は374件であり、全体の半数以上であった【表1】。**

(※) 事業実施年度以降の全ての年度において単収の報告がなかった営農者を指す。

把握された単収のデータに関して、品目ごとに整理すると、**水稲においては、平均に比べて有機の方が30～40%単収が低い結果となった【図4】。**

【表1】事業実施年度別単収不明者

事業実施年度	生産者数(件)	単収不明者(件)	割合
令和5年度	275	162	59%
令和6年度	240	142	59%
令和7年度	180	70	39%
計	695	374	54%



※平均：農林水産省公表の作物統計調査に基づく全国平均

④今後の改善点・検討の方向性

1. 事業実施状況の確認について

○調査の結果、各事業実施主体における確認方法が異なり、一部では、申請者の自己申告以上の確認がなされていないことが分かった。

○有機農業の取組面積に応じて経費を支援するという事業の性質上、適切な確認手法について検討を行い、実施要綱において明確化すべきである。

2. 有機農業の単収について

○今回の予算執行調査により、**事業を活用した営農者の半数以上について単収が把握されていないことが判明した。**事業の費用対効果や支援の妥当性が評価できず、**EBPMの観点から事業の点検が行われていない。**

○水稲について、有機農業の取組当初に大きな単収の低下が見られた。**農業者人口が減っていく中で、単収の大きな低下が見られる品目について、有機農業の取組をどの程度まで広げていくべきなのか、農林水産省が掲げるほかの政策目標との整合性も踏まえながら、整理する必要がある。**

○有機農業へ転換した結果、各品目の単収にどのような影響があるか等について十分にデータを収集し、それを踏まえて事業内容を見直すとともに、ほかの有機農業に関する政策にも活かしていくことが重要である。

②調査の視点

B. 有機農業拠点創出・拡大加速化事業

3. 「有機農業実施計画」における成果目標の設定について

実施要綱において、事業実施主体が設定する成果目標に係る、具体的な基準が示されていないため、事業の目的等に照らして、適切な目標設定がなされていない事例があるのではないかと。

【調査対象年度】 令和4年度～令和7年度
【調査対象主体数】 149主体

4. 「有機農業実施計画」における成果目標の達成状況について

本事業は、5年間の事業期間のうち、最初の2年間について補助金を交付するものであるところ、事業最終年度における成果目標の達成状況はどうなっているのか。

【調査対象年度】 令和4年度～令和7年度
【調査対象主体数】 149主体

③調査結果及びその分析

3. 「有機農業実施計画」における成果目標の設定について

各事業実施主体で設定した「有機農業実施計画」における成果目標を調査したところ、合計で315件の回答があった。

最多のサンプル数が集まった目標は「有機農業の取組面積」(125件)であったが、**事業初年度の面積からの増加率を整理すると、増加率が10%以下の目標が30件あった【図5】。**

「有機農業実施計画」は事業初年度に策定するものであり、当然、それに盛り込む成果目標は初年度の面積から増加する数値を設定すべきであるが、**増加率が0%以下の目標が11件あった【図5】。**

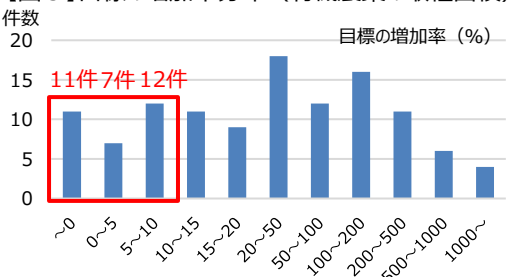
また、個別に目標設定の状況を見ると、主体Jは、面積の増加率は30%であるが、面積の規模は4ha(事業開始時は3ha)となっている【表2】。

4. 「有機農業実施計画」における成果目標の達成状況について

回答があった313件の成果目標について、事業最終年度(5年目)までに達成する見込みがあるか調査したところ、**54件(17%)の目標について達成する見込みがない**との回答であった【表3】。

同様に、事業実施主体別で見ると、**達成する見込みのない目標が1つ以上存在する事業実施主体は、25主体(21%)に上った【表4】。**

【図5】目標の増加率分布(有機農業の取組面積)



【表2】水稲の面積拡大目標(抜粋)

主体	有機栽培面積		増加率(B/A-1)	全作付面積(慣行栽培含む)(C)	全作付面積に対する有機栽培目標の占有率(B/C)
	事業開始時(A)	目標(B)			
A	159ha	160ha	1%	不明	-
B	72ha	76ha	6%	2,727ha	3%
C	141ha	150ha	6%	9,227ha	2%
D	81ha	91ha	12%	1,888ha	5%
E	88ha	100ha	14%	6,366ha	2%
F	39ha	45ha	15%	5,621ha	1%
G	21ha	24ha	17%	1,719ha	1%
H	8ha	10ha	20%	493ha	2%
I	13ha	17ha	29%	5,203ha	0%
J	3ha	4ha	30%	不明	-
K	210ha	276ha	31%	8,594ha	3%
L	34ha	47ha	38%	1,020ha	5%

※面積は小数点以下の数値を含むため、増加率は見た目上の計算と合わない場合がある。

【表3】目標の達成見込み(指標別)

313指標中	回答内容		件	%
	実績評価前	見込みなし		
	実績評価前	見込みなし	106	34%
		見込みなし	54	17%
		達成又は達成見込み	153	49%

【表4】目標の達成見込み(主体別)

119主体中	回答内容		件	%
	実績評価前	見込みなし含む		
	実績評価前	見込みなし含む	44	37%
		見込みなし含む	25	21%
		達成又は達成見込み	50	42%

※表3、表4における「実績評価前」とは、指標の設定から期間がなく、達成の見込みについて回答することが困難な場合を指す。

④今後の改善点・検討の方向性

3. 「有機農業実施計画」における成果目標の設定について

○一定程度、地域や品目の違いを考慮すべきとはいえ、**面積の増加率が低い目標は見直す**べきである。

○また、**目標拡大の最低条件を設定し、事業実施主体が一定以上の規模拡大に取り組む**ような仕組みとすべきである。

○特に、「有機農業実施計画」の策定だけが想定されている**初年度よりも小さい面積の目標が設定されることがないように**すべきである。

○地域ぐるみで有機農業を推進することを支援するという本事業の趣旨を踏まえれば、**面積の規模についても、適切な下限を設ける**べきである。

○加えて、調査結果で分析した「有機農業の取組面積」に限らず、**その他の目標設定についても同様に精査の上、見直しを検討**すべきである。

4. 「有機農業実施計画」における成果目標の達成状況について

○**成果目標の進捗や達成状況が不十分な事業実施主体については、農林水産省が継続的にフォロー**するとともに、**その状況が解消するまでの間は、関連事業に申請できない等の仕組みを導入**するなど、**事業効果を確実に発揮させる**ことが必要である。

○また、本事業のKPIの目標年度である**令和12年度以降**について、**今回の指摘も踏まえながら、本事業の在り方について検討**することが必要である。